

▼保険料の決定(1枚目)に関するお問い合わせ先
兵庫県後期高齢者医療広域連合
〒650-0021
神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号
(センタープラザ内)
電話番号 078-326-2021

▼保険料の徴収方法(2枚目)に関するお問い合わせ先
神戸市国民健康保険・後期高齢者医療コールセンター
電話番号 078-387-1726

被保険者番号	
被保険者氏名	
決定年月日	
決定理由	

通知日

高齢者の医療の確保に関する法律及び兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、後期高齢者医療保険料額を決定しましたので通知します。

兵庫県後期高齢者医療広域連合

年間保険料額

円

保険料算定の基礎

	① 賦課のもととなる 所得金額 (円)	② 所得 割率 (%)	③ 所得割額 ①×②(12か月分) (円)	④ 均等割額 (12か月分) (円)	⑤ 算出額 ③+④ (円)	⑥ 限度超過額 (円)
変更前						
変更後						
	⑦ 所得割軽減額 (12か月分) (円)	均等割軽減割合⑧	⑧ 均等割軽減額 (12か月分) (円)	⑨ 年保険料額 ⑤-⑧-⑦-⑩(円)	月数⑪	⑩ 月割減額 (円) ⑨+⑪-⑬-⑭ (円)
変更前						
変更後						

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

	⑪ 均等割額 (12か月分) (円)	均等割軽減割合⑫	⑫ 均等割軽減額 (12か月分) (円)	⑬ 年保険料額 ⑪-⑫ (円)	月数⑭	⑭ 月割減額 (円)
変更前						
変更後						

被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額は賦課されず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り均等割額が5割軽減されます。被用者保険の被扶養者であったにもかかわらず、軽減されていない場合は、お住まいの区の区役所・支所の保険年金医療課介護医療係（北神区役所は市民課介護医療担当）までお申し出ください。・被扶養者であった方でも、所得の低い方に対する軽減を受けることができます。ただし、両方の軽減を受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

【 被用者保険とは 】

勤務先で加入する健康保険です。協会けんぽ・組合管掌健康保険・船員保険・各種共済等が被用者保険に該当します。国民健康保険・国民健康保険組合は、被用者保険ではありません。

〈宛名〉

原則として、納付義務者の方の住所・氏名が記載されています。
送付先を登録されている方は、登録された住所地にお送りしています。

〈被保険者番号〉

後期高齢者医療の被保険者一人ひとりに割り当てられた番号です。お問い合わせの際には、この番号をお伝えください。

〈決定理由〉

納入通知書の送付理由が記載されます。

(例) 「所得の変更」→所得の変更により保険料額が変更。「所得の判明」→所得の判明により保険料額が変更。
「減免決定」→保険料減免が決定し保険料額が変更。
「被用者保険被扶養者軽減認定」→元被扶養者軽減認定が決定し保険料額が変更。
保険料算定の基礎を⑪～⑭(ピンク色の枠内)に記載しています。
「広域内転居（均一賦課異動）」→兵庫県内の転居により、改めて保険料額通知。

〈年間保険料額〉

今回決定した年間保険料額です。保険料額は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が決定しています。

〈保険料算定の基礎〉

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者お一人おひとりにお支払いいただきます。
上段が前回（変更前）の金額、下段が今回（変更後）の金額です。

①賦課のもととなる所得

総所得金額等－基礎控除43万円※（※合計所得金額が2,400万円を超える場合は、段階的に基礎控除額が減少）

②所得割率

令和6.7年度においては11.24％です。所得割率は兵庫県内で均一です。

④均等割額

令和6.7年度においては52,791円です。均等割額は兵庫県内で均一です。

⑥限度超過額

令和6.7年度において年間保険料額の上限額は80万円であり、上限額を超過した額を記載しています。

⑦所得割軽減額

所得割の軽減制度は現在ありません。

均等割軽減割合⑧A：均等割軽減の軽減割合

⑧均等割軽減額

軽減により減額した均等割額。賦課期日（4月1日または兵庫県における資格取得日）時点の世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額に応じて、均等割額の軽減を行っています。均等割軽減の基準は通知書裏面をご確認ください。
月数⑪：兵庫県における後期高齢者医療加入月数

⑨年保険料額

年間の保険料額です。

⑩月割減額

加入していない月の保険料額です。年保険料額から差し引きされます。

制度加入前日に被用者保険の被扶養者であった方は、加入後2年間は均等割額が5割軽減されるため、こちらにその該当期の均等割額を月割で示しています(元被扶養者軽減)。

⑪均等割額

令和6.7年度においては52,791円です。均等割額は兵庫県内で均一です。

均等割軽減割合⑫C：元扶養者軽減に該当してる期間の均等割軽減割合

⑫均等割軽減額

元扶養者軽減に該当してる期間の均等割軽減額を記載しています。

月数⑭：元被扶養者軽減に該当している期間に均等割が軽減されている月数

⑬年保険料額

年間の保険料額です。

⑭月割減額

加入していない月の保険料額です。年保険料額から差し引きされます。

--

被保険者番号			
被保険者氏名			
生年月日		性別	
被保険者住所			

通知日

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療保険料を徴収しますので、通知します。

神戸市長

決定年月日	
変更理由	

年間保険料額		円
--------	--	---

〈年間保険料額〉

兵庫県後期高齢者医療広域連合が決定した年間保険料額をそのまま記載しているため、1枚目の通知書「年間保険料額」と同じ金額が記載されます。
保険料減額により保険料が納めすぎとなった場合は、還付します。後日、還付のお知らせを送付いたしますのでご確認ください。

〈保険料の納付方法〉

後期高齢者医療保険料の徴収方法を記載しています。印字された徴収方法で納付してください。
過年度の保険料は特別徴収（年金からの引去り）はできません。
（例）納付書払い（普徴） …同封の納付書で納期限までに金融機関・ゆうちょ銀行の窓口・コンビニエンスストア
でお納めください。スマホアプリを利用した納付も可能です。
口座振替（期別引落）（普徴） …金融機関より各月の27日に口座振替されます

保険料の納付方法

納付方法	
------	--

*納めていただく保険料がない場合は納付方法欄が空欄となっています。

*保険料が納めすぎとなった場合は、後日還付のお知らせを送付いたします。

口座振替・自動払込の指定口座

金融機関名 支店名	
種 目	
口座・ 通帳番号	
口座名義人	様

※口座・通帳番号の一部を非表示にしています。

*指定口座欄が空欄の場合は、納付書でお支払いください。

*本通知書の発行月（発行月が4～6月の場合は7月）の27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にご指定の口座より振替します。
残高不足で振替できなかった場合は、原則として翌月の14日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に再振替を行います。

〈口座振替・自動払込の指定口座〉

口座振替の対象となる場合は、ここに引落口座の情報が記載されます。
口座名義人は、印字する文字数に制限がありますので、途中で切れて表示されている場合があります。

口座振替は、4月～6月を除く毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に実施されます。
残高不足で振替できなかった場合は、翌月14日（金融機関休業日お場合は翌営業日）に再振替を行います。

（問い合わせ先）

神戸市国民健康保険・後期高齢者医療コールセンター
078-381-7726